

令和7年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和7年7月8日（火） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

本庁舎2階201共用会議室・202共用会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 和泉部長

資産管理部契約課 川端課長、今野担当課長、
野田調整係長、松本土木契約係長、
柿野建築契約係長

【設計担当】

中原区役所 道路公園センター	伊藤課長補佐、木實谷主任
建設緑政局 南部都市基盤整理事務所	多賀所長、平井課長補佐
	丸田主任
高津区役所 道路公園センター	野村課長、中澤係長
	川野職員
まちづくり局 施設整備部	河井担当係長
公共建築担当	坂木主任
まちづくり局 施設整備部	竹下担当課長、村瀬担当係長
電気設備担当	康職員
高津区役所 道路公園センター	林担当課長、石川担当係長
	松本主任
上下水道局 下水道部下水道管路課	吉岡課長、佐藤担当係長
	相原主任
上下水道局 総務部財務課	猪狩課長補佐
交通局 企画管理部経理課	郡谷課長補佐
病院局 総務部経営企画室	舘担当係長

4 議 題 （1）入札・契約手続の運用状況等について

（2）令和6年10月1日から令和7年3月31日までの発注工事の抽出事案について

（3）その他

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 【令和7年度第1回入札監視委員会の開催宣言】

事務局	[議題（１）について] ○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料１）について報告 市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和６年１０月１日から令和７年３月３１日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告 ○「入札方式別発注工事一覧表」（資料２）について報告 表示内容について説明（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課、随意契約の根拠法令及び、変動型最低制限価格算定経過等） ○「令和５・６年度くじ引きによる落札決定件数」（資料３）について報告 昨年度の委員会でもいただいた意見を踏まえ、市長部局・上下水道局・交通局・病院局の各局において、令和５年度・令和６年度にくじ引きにより落札決定を行い契約した工事について、契約方法別・業種別にそれぞれの件数を報告 ○「令和６年度下半期指名停止等一覧」（資料４）について報告 「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和６年度下半期に指名停止等を行った事案を報告 [事務局説明に対する質疑について]
土屋委員	資料１の総括表について、質疑ではなく要望になるが、「川崎市入札監視委員会運営指針」の改正により、掲載する「対象工事となる金額」が次回より「契約金額が４００万円を超える工事」になることは承知したが、前年度と比較を行うために１年間に限り、可能であれば現在と同一の条件のリストと条件の変更後の２種の総括表を作成して欲しい。
渡邊委員	資料２の不調案件一覧は対象期間中すべての不調となった案件が記載されているのか。
事務局	発注側の都合により、入札が中止されることもあり、そのような場合は今回の一覧には掲載していない。掲載しているものは業者から入札がなかったものや入札があったとしても金額の折り合いがなかった場合が掲載されている。
渡邊委員	資料２の備考欄に再入札と再発注が併記されている案件が見受けられるがどのような状態なのか
事務局	再発注が記載されている案件は令和６年度中に不調となった案件のうち、再度発注し、落札決定を行ったもの示しており、再入札が記載されている案件は１回目の入札で予定価格が超過となり２回目の入札で落札決定となったものを示している。併記されている場合は不調となった案件について、設計の変更や条件等の見直しを行い、再度発注を実施した案件が１回目の入札で予定価格超過となり、２回目の入札で落札決定がなされた状態を示している。
渡邊委員	資料２の変動型最低制限価格方式適用一覧について、落札率が他と比

	べて低いのはなぜか。
事務局	「舗装工事」自体は積算が容易であり、最低制限価格と同額の入札がされることが想定される。変動型最低制限価格方式を採用することにより最低制限価格も高くなり、落札金額は高くなっている。
渡邊委員	変動型最低制限価格方式を採用することにより、落札率が下がるということはないという理解でよいか。
事務局	その通り。
土屋委員	資料４の指名停止等一覧１番について、契約解除理由及び期間短縮を適用した理由を確認したい。
事務局	事案の概要として、仕様書に書かれた規格のものを納品できなかったため、契約解除となった。具体的には、水道関係の納品であり、協会に品質の検査で合格を受けたものを納品する必要があるが、検査の認定を受けたものを納品できず、納期の遅延等を行ったうえでも納品が困難であったことから、契約解除となった。業者に関しては、問屋と業者との間での見積の作成について差異があり、納品のできないものについてはできないと回答し、納品が可能なものについては、見積の提出を行うルールで長年行っていたが、今までの方法とは別の形で見積の提出があり本件の結果につながった。業者にも落ち度がないわけではないため、第４条第３項を適用し１／２の６ヶ月での指名停止の判断となった。
土屋委員	ほかの業者へ依頼を行ったのか。
事務局	市で再度発注をかけ、問題なく別の業者から納品が行われた。
渡邊委員	同じく資料４の３番は保険会社の案件に見受けられるが工事契約とどの様な関りがあるのか。
事務局	資料４の指名停止等一覧は工事契約に関連しない場合でも、対象期間中に指名停止の措置が取られていれば、掲載されている。
土屋委員	資料４の７，８番は共通の違反行為により処分を受けているのか。その場合、指名停止の期間がずれているのはなぜか。
事務局	資料４の７番は国土交通省関東地方整備局の処分を踏まえて指名停止を行っている一方で８番は国土交通省近畿地方整備局の処分を踏まえて実施しているものであり、情報を把握した日付が異なるため、指名停止の期間がずれている。
井町委員長	資料４の３番に記載されている「課徴金減免制度適用」とはどのようなものなのか。
事務局	事業者が自ら関与した入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。それに応じて指名停止期間も設定している。
井町委員長	変動型最低制限価格方式について、１年ほど試行実施がされてきたが、事務局としてはどのように考えているのか。
事務局	令和５年度に７件、令和６年度に３９件実施してきたが、１件を除き、くじ引きを回避することができた。業者にアンケートを実施したところ、変動型最低制限価格方式の実施について支持する意見が、反対する

	意見より多い。受注期間の均等を目指し、令和7年度においてはすでに実施している業者の本社所在地を入札参加条件とする南北入札や主観評価点等を入札参加条件とするいわゆるインセンティブ発注と本方式を併用し拡大を図っていきたい。
井町委員長	アンケート結果について、より拡大するべき意見及び継続していくべき意見と廃止するべきという意見はそれぞれどのくらいの差があるのか。
事務局	「より拡大・改善して実施すべき」及び「現状の試行を継続すべき」と回答した合計割合は36%、「廃止すべき」と回答した割合は22%となっている。
井町委員長	アンケート結果を踏まえ、当面は試行を継続していくというのか市の考えか。
事務局	その通り。
井町委員長	舗装のくじ引き件数はいまだ、1年で100件を超えている。くじ引きを実施しているのは変動型最低制限価格方式を採用していない案件ということか。
事務局	令和6年度に変動型最低制限価格方式を採用した案件は1件を除き、くじ引きを回避している。
井町委員長	舗装のくじ引き件数はいまだに多く、委員としては改善するべきと考えており、変動型最低制限価格方式を拡大していくことが望ましいと考えている。今後、適用条件の緩和など拡大していく考えはあるのか。
事務局	令和7年度においてはいわゆるインセンティブ発注と本方式を併用し舗装全体の半数程度に設定することし拡大する方針。しかしながらアンケート結果にあったように制度理解が十分に進んでいないため、試行実施を継続し、業者には制度に慣れてもらうとともに制度に関する理解を深めていきたいと考えている。インセンティブ制度と併用するなど改善をしながら、継続実施していきたい。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
井町委員長	〔議題（2）について〕 議題（2）の「令和6年10月1日から令和7年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。
事務局	○一般競争入札の抽出事案「市道中丸子70号線車止め設置及び道路補修（打換）工事」の入札条件・落札結果等について説明 〔一般競争入札の抽出事案「市道中丸子70号線車止め設置及び道路補修（打換）工事」の事務局の説明に対する質疑について〕
土屋委員	工事概要について、工事延長は66.9mとなっているが、この地域

	一帯が補修の対象となっているのか。 設計担当 寄せられた陳情を踏まえ、当該地周辺を工事している。 土屋委員 陳情を踏まえ、今後もこの周辺が補修されていくのか。 設計担当 この地域周辺に関する陳情は現在ないため、この周辺を補修することは検討していない。
井町委員長	31 者が入札参加申込を行ったが、入札したのは11 者そのうち8 者の範囲内札の入札となった。辞退や不参となった理由はなぜか。
事務局	推測になるが、発注時期が年末であり、工期が3 月31 日であること。また、入札参加者資格である舗装のC ランクの業者は、比較的、規模が大きい業者が多く、施工する余力がなかった可能性が考えられる。
井町委員長	変動型最低制限価格方式を採用したことにより辞退が増えたと想定しているわけではないのか。
事務局	変動型最低制限価格方式を採用したことにより辞退者が増えることはないものと思われる。
井町委員長	変動型最低制限価格方式の場合、1 円単位まで入れる業者がいるが入札額は業者ごとにどのように設定しているのか。
事務局	推測にはなるが、業者ごとに金額の根拠があると考えている。しかし、変動型最低制限価格方式の趣旨を理解せずに、変動前の最低制限価格と同額で入札する業者もいる。
井町委員長	有効札の中でも一番低い金額を入札した業者ではない業者が落札していることに対し、業者からの不満はよせられていないのか。
事務局	舗装は積算が容易のため、変動型最低制限価格方式を採用しない場合はくじ引きになることが想定されるが、くじ引きのほうが良いと考える業者もいる。制度の理解が進めば、業者の考えも変わってくると認識している。
井町委員長	受注機会が欲しいという意見はまさにその現状を示しているのか。
事務局	「くじ引きの対策・くじで並ぶことに対する意見」と「今回の入札のように30 を超える多くの業者が参加することに対する意見」の大きく分けて2 つの意見がある。 くじ引きに関しては変動型最低制限価格方式を採用し、参加者が多いという意見については入札参加資格の設定で主観評価項目や地域性を加味した入札を実施していく。参加者が30, 40 者になることは適切な状態とは考えていない。この2 つを併用し、受注機会の均等を図っていきたい。
土屋委員	今回の案件では31 者が参加しているが適切な状態でないと考えているのか。
事務局	不適切であるとまでは考えていない。工事の内容によって参加が変動するものであり、競争性との兼ね合いもあるため何者が適切か明確に判断できない。舗装は100 件を超える件数がくじ引きになっており、業者から受注機会の確保に取り組んでほしいとの声もあるので、30 者、40 者の参加者は多いのではないかという認識。

土屋委員	今回のように辞退・不参が一定数いる状況を踏まえると入札参加者の数をもって判断することが適切なのか気になる。
事務局	入札参加者の数が多い入札が一概に不適切だと判断するわけではないが、受注機会の確保の観点からして、改善するべきと考えている。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「一級河川平瀬川背水堤防整備工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[一般競争入札の抽出事案「一級河川平瀬川背水堤防整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]
渡邊委員	総合評価審査委員会と低入札価格調査委員会をそれぞれ2回開催しているが、特別な理由はあるのか。
事務局	簡易型の総合評価の場合、1回目の総合評価審査委員会では総合評価の形式や落札決定基準について審議する。2回目の総合評価審査委員会では業者から提出された資料に基づく採点結果の審査を行っている。
	1回目の低入札価格調査委員会では業者から提出された資料を確認し、ヒアリング事項等を確認する。その後、事業者にヒアリングを行うことになる。2回目の委員会はヒアリングの結果次第で、開催するか協議し、今回の案件では2回目を開催し、審議を行った。
渡邊委員	契約金額が大きいから2回実施したのか。
事務局	金額にかかわらず、簡易型の総合評価の場合、総合評価審査委員会は2回開催される。低入札監視委員会は必要に応じて2回目を開くことがある。
土屋委員	今回の1期区間の工期は約8年と長期間にわたる。2期区間の工事は1期区間の工事が完了してから実施するのかそれとも並行して進めるのか。また、工期はどれくらいになるのか。
	「自立式特殊堤工」とは比較的、よく用いられる工法なのか。それとも特別な工法なのか。
設計担当	まず、工期については1期区間が完了してから2期区間の工事を実施する予定。2期区間の工期については、これから詳細を検討していく予定。
	「自立式特殊堤工」はコンクリートを使用し固めるもので、通常は土を固めて土手を整備することが一般的である。しかし、当該地のような住宅街では土手の整備に必要な用地を確保することができないため、採用している。
土屋委員	「自立式特殊堤工」は技術的に難しい工法なのか。
設計担当	工法としては一般的に認知されているものになるが、当該地は住宅街のため狭く、技術が必要になると考えている。

土屋委員	1 期区間を実施した事業者のみが 2 期区間の工事を実施できる状況にならないのか。
設計担当	一般的な工法で工事が可能になるように検討していきたいと考えている。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「麻生老人いこいの家ほか 1 か所浴室改修その他工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[一般競争入札の抽出事案「麻生老人いこいの家ほか 1 か所浴室改修その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]
井町委員長	麻生と古市場の案件をまとめて発注している理由はなぜか。
設計担当	2 か所の施工依頼があり、設計段階にそれぞれ発注するのかまとめて発注するのか比較検討した。今回は様々な業種の工事が必要となるため、2 か所を別々に分けて発注するよりも一工事として発注した方が、技術者や作業員の確保がし易いと判断したことから実施した。
井町委員長	まとめて発注するために工事の実施時期を調整したのか。
設計担当	施工場所の事業に影響がないように工事をする必要があり、結果的に同時期での工事となった。
渡邊委員	なぜ、1 回目の入札時に再入札を実施せずに再発注を行ったのか。
事務局	1 回目の入札時は辞退のみ不調であったため再入札は実施していない。時期を改めて再発注を行うことで、落札に至った。
渡邊委員	1 回目の予定価格から見直しはされたのか。
事務局	再発注の際には設計を見直し、予定価格は変動している。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○指名競争入札の抽出事案「小田小学校ほか 1 校高圧負荷開閉器改修工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[指名競争入札の抽出事案「小田小学校ほか 1 校高圧負荷開閉器改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]
土屋委員	業者の入札金額に大きな幅が生じているが、今回の工事は入札金額に大きな差が生じる可能性がある内容なのか。
設計担当	一般的な工法のため、推測にはなるが、工事内容から大きな差が生じることは考えていない。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	

事務局	○指名競争入札の抽出事案「水路維持（高津２）工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[指名競争入札の抽出事案「水路維持（高津２）工事」の事務局の説明に対する質疑について]
土屋委員	当該地では定期的に浚渫を実施しているのか。それとも不定期に実施しているのか。
設計担当	定期的には実施していない。土砂がたまっていたので実施した。
土屋委員	施工場所は１か所のみか。
設計担当	その通り。
土屋委員	当該地の周辺水路は土砂が堆積している状況なのか。
設計担当	写真ではわかりにくいですが、当該地は橋の形状をしており、他と比べ深くなっているため、土砂が堆積しやすい状況になっている。
渡邊委員	落札者と同額の入札があるが、くじ引きを実施したのか。
事務局	その通り。
渡邊委員	２者ずつが同額の入札をしているが、今回の工事は工事概要から積算は容易なのか。
設計担当	その通り。
井町委員長	落札率が１００パーセントのため、抽出されたと考えている。落札率が１００パーセントのくじ引きは競争の原理が十分に働いていないと考えられるため、今後、解消されることに期待したい。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○随意契約の抽出事案「宮内地区下水枝線第２５号工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[随意契約の抽出事案「宮内地区下水枝線第２５号工事」の事務局の説明に対する質疑について]
土屋委員	随意契約理由に記載されている河川管理者の指示のタイミングは「工藤組」がすでに道路工事の落札をした後だったのか。もしくはその前に下水の工事をする場合の指示があったのか。
設計担当	道路工事を契約した後に下水管工事を実施する必要性が生じている。
土屋委員	道路工事とは別建てで下水道工事の必要性が発生し、河川管理者と協議したのか。
設計担当	その通り。
土屋委員	道路工事を実施している「工藤組」ができない工事内容だった場合はどうなるのか。
設計担当	状況によるが、「工藤組」は下水道工事も可能であったため、随意契

約を行うこととした。

井町委員長 「工藤組」は道路工事の業者なのか下水道工事の事業者なのか
設計担当 どちらも実施できる業者である。

井町委員長 一般的に道路工事ができる業者は下水道工事の実施が可能な場合が多いのか。

設計担当 一概には言えないが、どちらも実施できる業者はいる。

井町委員長 河川管理者は道路工事を担当している業者が水道工事も実施できることを把握した上で指示を出しているのか。その点は考慮せずに指示を出しているのか。道路工事と下水道工事を同一の事業者にやるような指示は一般的なのか。

設計担当 同時期に工事を実施する必要性が生じ、堤防近くを掘ったり埋めたりを繰り返すことは避けるように指示があった。それに合わせた施工方法を検討している。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 **【議題（3）その他について】**

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、渡辺委員が次回の案件抽出を行うことを確認。

○令和7年度後期の委員会の開催日について

令和7年11月10日（月）14時から委員会を開催することについて了承された。

【閉会】

井町委員長 それでは、これで令和7年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。